

一 般 競 争 入 札 公 告

科学技術・学術政策研究所において、下記のとおり一般競争入札に付します。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 令和5年度会議における速記録作成業務 一式
 - (2) 請負期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和5年度に関東・甲信越地域で「役務の提供等」のA、B、Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
 - (3) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
 - (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所
郵便番号 100-0013
所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階
機関名 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
電話番号 03-3581-2392
メー ル keiyaku@nistep.go.jp
- 4 入札説明会の日時及び場所
随時受付説明(9時30分～18時15分) 科学技術・学術政策研究所
総務課経理係
- 5 入札書の提出方法等
 - (1) 入札方法
本件入札は、従来の「紙」による入札のほか、「電子調達システム」により行う。
(調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>)
 - (2) 入札書の提出期限等
提出期限 令和5年2月10日(金) 12:00
提出先 3の契約条項を示す場所。
- 6 開札の場所及び日時
日 時 令和5年2月22日(水) 14:00
場 所 科学技術・学術政策研究所小会議室
- 7 入札保証金
免除する。
- 8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 その他

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (3) 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとするため、入札説明会への参加または上記3に問い合わせ、必ず入札説明書を入手し熟覧すること。
- (4) 電子調達システムから入札説明書をダウンロードする場合、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されている箇所のチェックボックスに、必ずチェックを付けること。

以上公告する。

令和5年1月24日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
佐 伯 浩 治

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
高 谷 浩 樹

支出負担行為担当官
文部科学省研究開発局開発企画課長
松 浦 重 和

支出負担行為担当官
金融庁総合政策局秘書課長
岡 田 大

※本件は令和5年度事業であり、国会審議等による予算の措置状況によっては変更となる可能性がある。

入 札 説 明 書

件 名 令和5年度 会議における速記録作成業務

令和5年1月

科学技術・学術政策研究所総務課

この入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、科学技術・学術政策研究所が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、令和5年度予算の成立を条件とする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官
- | | |
|------------------|-------|
| 科学技術・学術政策研究所長 | 佐伯 浩治 |
| 文部科学省大臣官房会計課長 | 高谷 浩樹 |
| 文部科学省研究開発局開発企画課長 | 松浦 重和 |
| 金融庁総合政策局秘書課長 | 岡田 大 |
- (2) 所属部局名・所在地
- 科学技術・学術政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省
文部科学省研究開発局開発企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
金融庁
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

2 調達内容

- (1) 事業の名称 令和5年度会議における速記録作成業務 一式
(2) 事業の内容 別紙2仕様書による。
(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(4) 納入場所 別紙2仕様書による。
(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙1の契約書（案）及び文部科学省契約規則の別記第2号製造請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、請負等に関する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

- ② 本件は、単価契約である。したがって、入札書に記載する金額は、仕様書に記載している予定数量に単価を掛け合わせた額とする。ただし、予定数量は、当該数量を保証するものではない。
③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- (3) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和5年度に関東・甲信越地域で「役務の提供等」のA、B又はCのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (4) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (6) 本件調達の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が資格要件を定める場合には当該資格を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した要求要件を履行できることを証明する書類(以下「履行できることを証明する書類」という。)の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

【契約関係】

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階

科学技術・学術政策研究所総務課経理係

TEL 03-3581-2392 FAX 03-3503-3996

メール keiyaku@nistep.go.jp

【電子調達システム関係】

調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp/>

※調達ポータルへの利用者登録を行っていない利用者は、電子調達システムを利用することができませんので、早めの対応をお願いします。

電子調達システムヘルプデスク

TEL 0570-014-889、017-731-3177

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分

- (2) 入札説明会の日時及び場所
随時受付説明(9時30分～18時15分) 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
- (3) 入札書の受領期限
令和5年2月10日(金) 12:00
- (4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、別紙1の契約書(案)、別紙2の仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

A 紙による入札の場合

- ① 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、入札書の受領期限までに書面により提出すること。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙3の入札書を作成し、直接に提出する場合には封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札、（入札件名）の入札書在中」と朱書きしなければならない。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
 - (オ) 電子くじ番号（任意の3桁の数字）
- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日開札、（調達件名）の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、前記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- ④ 入札書の記載事項の訂正は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑥ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙5の誓約書を提出しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等は提出を要しない。

B 電子調達システムによる入札の場合

- ① 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、電子調達システムで定める手続きに従い、入札書の受領期限の直前にならないよう配慮し電子データ（特記なき場合はPDF形式）により提出すること。なお、提出後、下記連絡先まで電話にて連絡すること。

〔連絡先〕 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
03-3581-2392
 - ② 競争加入者等は、上記①の書類について合格の通知を受けたときは、電子調達システムで定める手続きに従い、入札書の受領期限までに入札書を提出すること。なお、入札に当たっては、電子くじ番号（任意の3桁の数字）の入力を要するので留意すること。
 - ③ 電子調達システムの不具合等により入札書の受領を確認できない可能性があるため、競争加入者等は、入札書の受領期限の前日までに入札書を提出することが望ましい。
 - ④ Aの⑤及び⑥は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。なお、別紙5の誓約書の提出方法については上記①によること。
- (5) 入札の無効
- 入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
 - ② 調達件名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は

商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。)
- ⑫ 上記(4)⑥の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの(本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない。)
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙4の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年2月22日(水) 14:00 科学技術・学術政策研究所小会議室

(9) 開札

開札手続きは、紙による入札も含め、電子調達システムにより処理する。

なお、当初の入札において電子調達システムによる入札をした者は、再度入札において紙による入札ができないものとする。また、当初の入札において紙による入札をした者は再度入札において電子調達システムによる入札ができないものとする。

A 紙による入札の場合

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、別紙4の代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。なお、再度入札に参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

⑧ 【開札時に必要なもの：入札書の予備（※金額の欄は空欄とすること）】

B 電子調達システムによる入札の場合

① 入札者又は代理人は、開札時刻には電子調達システムを立ち上げ、開札状況を確認できるようにすること。

② Aの⑦は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。なお、再度入札が行われることとなった場合には、指定された時刻までに再度の入札書を提出すること。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封緘した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。ただし、電子調達システムによる参加者は前記4(4)Bの期限までとする。

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙様式により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告及び入札説明書に示した履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者（本件入札は、令和5年度予算が成立した場合に効力を発生するものであるため、それまでは落札予定者とする。以下同じ。）とする。

② 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。くじは原則として電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札者のうち電子くじ番号の記載がない者があるときは、当該入札者に確認の上、これに代わって入札事務に関係のない職員が電子くじ番号を決定する。

(5) 契約書の作成

- ① 令和5年度予算が令和5年4月1日までに成立したときは、令和5年4月3日（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件 別紙1 契約書（案）のとおりとする。

(7) 入札件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、請負期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(8) その他詳細規定

競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(9) 本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法第2条第2項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申し出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

第〇条 請負者は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。

- 一 信用保証協会
 - 二 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関
 - 三 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社
 - 四 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社
- 2 請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。
 - 3 発注者は、請負者又は譲受人から第1項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
 - 4 請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し 1部
※令和5年度の資格を申請中で入札の時点で資格を取得していない場合は、前年度の令和04年度が含まれる資格の認定通知書の写しを提出すること。その場合には、認定後速やかに、かつ、契約締結時までに令和5年度の資格を提出すること。
- (2) 誓約書（暴力団等に該当しない者であることを証明する書類【別紙5】） 1部

2 履行できることを証明する書類

- (1) 誓約書（本請負を完了できることを証明する書類【任意様式】） 1部
- (2) 作業体制表 1部
※ 本業務について、受注から納品までのフローチャートを示すこととし、業務分担及び担当部署名並びに担当者数及び連絡先電話番号を含むこと。
※ 納品物に万全を期すための体制及び納品後の修正依頼等に対する対応体制も記載すること。
※ 個人情報の管理の状況に係る検査の実施計画等について示すこと。
（別添1、2参照）
- (3) 速記担当予定者一覧表 1部
※ 各担当者の公益社団法人日本速記協会が交付する速記士証の写しを添付すること。
- (4) 個人情報の保護の体制（プライバシーマーク等）又は情報セキュリティ体制（ISO27001等）が確立されていることを第三者機関に認証されていることが確認できる書類 1部

3 その他

- 参考見積書1部（社名、代表者名を記載したもの） 1部
※ 必ず積算内訳を明示し、各内訳事項の具体的な数量、単価を明記するよう努めること。

契 約 書 (案)

件 名 令和5年度会議における速記録作成業務 一式
請負代金額 別表のとおり

発注者 支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長 佐伯 浩治、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長 高谷 浩樹、支出負担行為担当官文部科学省研究開発局開発企画課長 松浦 重和、支出負担行為担当官金融庁総合政策局秘書課長 岡田 大、(以下「甲」という。)と請負者 (落札者) (以下「乙」という。)との間において、上記件名について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

第2条 請負期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3条 請負場所は、甲の指定する場所とする。

第4条 完了通知書は、毎月業務完了後に、科学技術・学術政策研究所発注分については科学技術・学術政策研究所総務課経理係に、文部科学省については文部科学省大臣官房会計課用度班に、文部科学省研究開発局開発企画課発注分については文部科学省研究開発局開発企画課に、金融庁発注分については金融庁総合政策局秘書課管理室調達係に送付するものとする。

第5条 請負代金は、毎月月末に、成果物を納品した会議開催時間に、別単価表に記載の発注納期ごとの契約単価を乗じて得た金額を会議毎に算出し、当該月の合計金額を1回に支払うものとする。

なお、上記の会議開催時間について、会議毎に30分未満の会議の場合は、30分として計算するものとし、30分を超える会議の場合は、以後15分単位で計算し、15分未満の端数は切り上げるものとする。

また、会議毎の金額に1円未満の端数が生じた場合は、乙はその端数を切り捨てて算出するものとする。

第6条 請負代金の請求書は、科学技術・学術政策研究所発注分については科学技術・学術政策研究所総務課経理係に、文部科学省については文部科学省大臣官房会計課用度班に、文部科学省研究開発局開発企画課発注分については文部科学省研究開発局開発企画課に、金融庁発注分については金融庁総合政策局秘書課管理室調達係に送付するものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 本件業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利は甲に帰属する。

第9条 乙は、成果物に関する著作権者人格権の行使をしないものとする。

第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者(第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。)に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。

第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図

画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。

第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。

一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。

二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。

三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面にて確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

2 乙は、甲から預託された個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に

規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)

- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第 16 条 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等(以下「再下請負等」という。)が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第 17 条 前 2 条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方(以下「全下請負等の相手方」という。)の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第 9 条から第 13 条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第 18 条 甲は、乙が正当な理由なくして第 10 条から第 17 条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第 19 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する額のほか、契約期間全体の支払総額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

- 2 製造請負契約基準第26第2項中の「請負代金額の10分の1に相当する額」を「解除部分の請負代金額の10分の1に相当する額」に読み替えるものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、

協議して定めるものとする。

第 26 条 この契約に関する訴えの管轄は、科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
佐伯 浩治

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
高谷 浩樹

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省研究開発局開発企画課長
松浦 重和

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
支出負担行為担当官
金融庁総合政策局秘書課長
岡田 大

乙 住所
氏名 (落札者)

単 価 表

納 期	単価（1時間当たり）	うち消費税額及び地方消費税額(10%)
5 営 業 日 後	円	円
3 営 業 日 後	円	円
2 営 業 日 後 (翌々日)	円	円
1 営 業 日 後 (翌日)	円	円

※ 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、単価（1時間当たり）に110分の10を乗じて得た額である。

※ 会議毎に30分未満の会議の場合は、30分として上記単価の2分の1で計算するものとし、30分を超える場合は、後15分単位で算出した会議開催時間に上記単価を乗じて計算するものとする。

なお、会議毎の金額に1円未満の端数が生じた場合は、請負者はその端数を切り捨てて請求するものとする。

責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長 殿
文部科学省大臣官房会計課長 殿
文部科学省研究開発局開発企画課長 殿
金融庁総合政策局秘書課長 殿

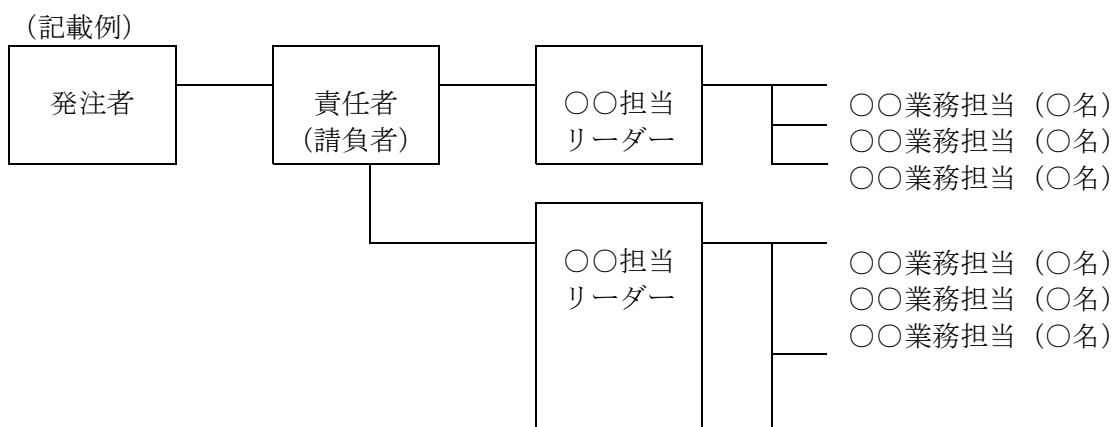
(請負者) 住 所
名称及び
代表者名

「契約件名」の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制並びに個人情報の管理の状況に係る検査については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部 署 名 :
役 職 名 : 氏 名 :
緊急連絡先 :

2. 責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査
※科学技術・学術政策研究所等から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。

責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等の変更について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所 殿

文部科学省大臣官房会計課長 殿

文部科学省研究開発局開発企画課長 殿

金融庁総合政策局秘書課長 殿

(請負者) 住 所
名称及び
代表者名

「契約件名」の履行に当たり、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出を行った、責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制並びに個人情報の管理の状況に係る検査について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

入 札 書

件 名 令和 5 年度会議における速記録作成業務 一式

入札金額 金 円也

〔	内訳	納期 5 日後	557 時間×金	円/時間
		納期 3 日後	827 時間×金	円/時間
		納期 2 日後	210 時間×金	円/時間
		納期 1 日後	49 時間×金	円/時間
〕				

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所支出負担行為担当官 殿
文 部 科 学 省 支 出 負 担 行 為 担 当 官 殿
文 部 科 学 省 研 究 開 発 局 開 発 企 画 課 支 出 負 担 行 為 担 当 官 殿
金 融 庁 支 出 負 担 行 為 担 当 官 殿

競争加入者

住 所
氏 名

電子くじ番号 (任意の 3 桁の数字)

--	--	--

入 札 書

件 名 令和 5 年度会議における速記録作成業務 一式

入札金額 金 _____ 円也

〔	内訳	納期 5 日後	557 時間×金	円/時間
		納期 3 日後	827 時間×金	円/時間
		納期 2 日後	210 時間×金	円/時間
		納期 1 日後	49 時間×金	円/時間
〕				

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所支出負担行為担当官 殿
文部科学省支出負担行為担当官 殿
文部科学省研究開発局開発企画課支出負担行為担当官 殿
金融庁支出負担行為担当官 殿

競争加入者

住 所
氏 名

代 理 人

住 所
氏 名

電子くじ番号 (任意の 3 桁の数字)

--	--	--

入 札 書

件 名 令和 5 年度会議における速記録作成業務 一式

入札金額 金 _____ 円也

{	内訳	納期 5 日後	557 時間×金	円/時間
		納期 3 日後	827 時間×金	円/時間
		納期 2 日後	210 時間×金	円/時間
		納期 1 日後	49 時間×金	円/時間

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負をするものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所支出負担行為担当官 殿
 文 部 科 学 省 支 出 負 担 行 為 担 当 官 殿
 文部科学省研究開発局開発企画課支出負担行為担当官 殿
 金 融 庁 支 出 負 担 行 為 担 当 官 殿

競争加入者

住 所
氏 名

復 代 理 人

住 所
氏 名

電子くじ番号 (任意の 3 桁の数字)

--	--	--

(代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中
文 部 科 学 省 御中
金 融 庁 御中

委任者（競争加入者）

住 所
会 社 名
代表者名

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年1月24日公告分の科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁において行われる「令和5年度会議における速記録作成業務 一式」の一般競争入札に関する件

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中
文 部 科 学 省 御中
金 融 庁 御中

委任者（競争加入者）

住 所
会 社 名
代 表 者 名

私は、下記の者を代理人と定め、科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）住 所
会社名
氏 名

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件
 - 6

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中
文 部 科 学 省 御中
金 融 庁 御中

委任者（競争加入者の代理人）

住 所
会 社 名
氏 名

私は、 を（競争加入者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和5年1月24日公告分の科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁において行われる「令和5年度会議における速記録作成業務 一式」の一般競争入札に関する件

- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

誓約書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

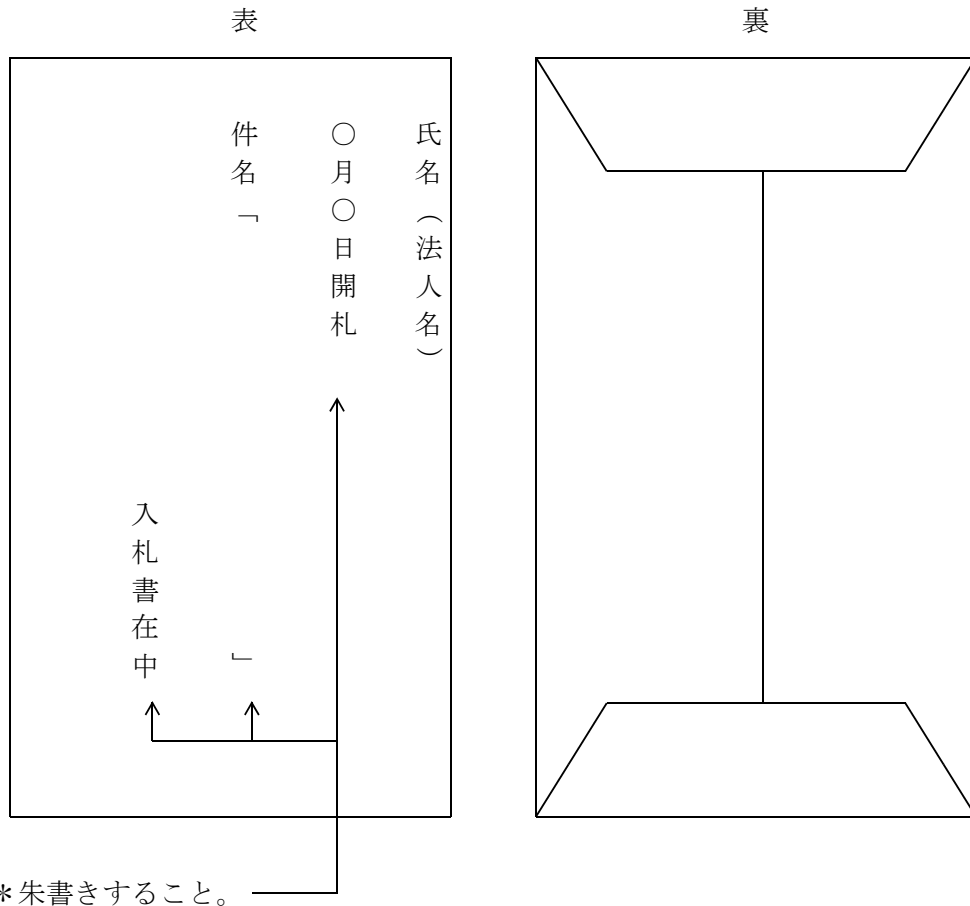
令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名
署名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名、生年月日及び住所が明らかとなる資料（別紙参照、押印不要）を添付すること。

○入札封書記載方法



~~~~~  
委任状等は同封しないこと。  
~~~~~

○入札書及び委任状について

- ① 競争加入者本人の場合
別紙3-1 (入札書案) のみ
- ② 代理人の場合
別紙3-2 (入札書案) 及び別紙4-1 (委任状案)
説明) 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合
競争加入者 (社長) → 社員
- ③ 復代理人の場合
別紙3-3 (入札書案)、別紙4-2 (委任状案) 及び別紙4-3 (委任状案)
説明) 支店長等が一定期間等競争加入者の代理人となり、支店等の社員等が入札のつど
競争加入者の復代理人となる場合
競争加入者 (社長) → 代理人 (支店長、営業部長等) → 復代理人 (社員)
別紙4-2 (委任状案) 別紙4-3 (委任状案)

仕 様 書

1 件 名

令和5年度会議における速記録作成業務 一式

2 請負期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 業務内容

- (1) 請負者は速記者を作業日に科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁担当者（以下「発注者」という。）が指定した会議会場に派遣のうえ、議事の速記及び録音を行い、当該会議終了後、請負者の作業場において会議録を作成（文字化）し、その成果物を別途発注者が指示する媒体により納品するものとする。

なお、会議録を作成するために必要な機材及び消耗品等は請負者にて用意すること。

- (2) 会議開催日時及び会場については、会議実施日の前日から起算して3日前（行政機関の休日を含まず）までに発注者が速記録作成業務依頼書（以下「依頼書」という。）により、発注を行うものとする。但し、4月1日～3日に開催される会議については4月1日午前10時までに発注者が依頼書により、発注を行うものとする。会議開催日時及び会場等の変更がある場合の最終連絡は、会議開催日の前日の午前中までに電話により行うものとする。会場は原則として霞が関コモンゲート合同庁舎第7号館東館・西館及び旧文部省庁舎若しくは東京都23区内とし、開催時間は原則として午前10時から午後6時の間で定めるものとする。（会議実施日は行政機関の休日となることもある。）
- (3) 会場までの交通費については、請負者が負担するものとする。
- (4) 会議時間は、請負期間中において概ね1643時間程度（5営業日後557時間程度、3営業日後827時間程度、2営業日後210時間程度、1営業日後49時間程度）を予定しているが、この予定数量はあくまで予定であり、支出負担行為担当官がこれを保証するものではない。
- (5) 会議及び議事録における使用言語は、日本語とする。
- (6) 文体については、会議毎に発注者の指示に従うこと
- (7) 速記者は、会議終了の都度、開始・終了時刻について、書面で会議担当者の確認を受け、控えを会議担当者に渡すものとする。

4 注意事項

- (1) 本業務を実施する専属担当者として、複数の有資格者（文部科学省が定めた速記技能審査基準に基づいて、公益社団法人日本速記協会が認定する速記技能検定2級もしくは同等以上）を定めることとし、有資格者以外が本業務を担当することがないようにすること。

- (2) 速記者の選定に当たっては、発注者及び発注内容に応じ、教育・スポーツ・科学技術・文化等又は金融等（銀行、保険、証券等）の用語に精通した者を選定するものとする。
- (3) この請負業務で得られた成果物の著作権は、発注者に応じ科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁に帰属するものとする。
- (4) 請負業者は、本業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。このことは請負期間終了後についても同様とする。
- (5) 会議の議題等、本業務の履行に必要な情報や資料がある場合は、可能な範囲で提供または貸与できる場合があるので、あらかじめ発注者と十分に協議すること。

5 納入期日及び納入場所

納入期日は、各会議に会議実施日の翌日から起算して1～3日目又は5日目（行政機関の休日を含まず）の期日であって、発注者が依頼書により通知する期日までに、成果物を発注者に納入するものとする。

6 成果物

成果物は、次の①から③の全部又はいずれかとし、会議の都度発注者から依頼書により指示するものとする。

- ① 速記録を印刷したもの（紙媒体）一式
- ② 速記録データ(マイクロソフト社製ワードまたはジャストシステム社製一太郎)一式
納品方法は、次のいずれかを発注者から会議の都度に指示する。
 - ・速記録データをCD-R等に格納して送付
 - ・発注者より指示された電子メールアドレスへ、電子メールに添付し送付※速記録データのフォーマットは、発注者の指示によること。

- ③ 議事を録音した音源 一式
納品方法は、次のいずれかを発注者から会議の都度に指示する。
 - ・議事の音声データで、「ウインドウズメディアプレイヤー」または「リアルプレイヤー」で再生可能なもの（MP3等）を記録したCD-R等を納品
 - ・音声データを電子メールに添付して送付※メールアドレスは、発注者の指示によること。

7 総括表（別添）について

請負者は当該月終了後、発注者が送付する総括表（マイクロソフト社製エクセルにより作成）に発注者に応じて会議開催日等を入力したものを電子メールに添付し、発注者が指示する場所へ送付し、併せて業務完了報告書を提出するものとする。

なお、総括表の様式については、発注者の都合により変更することがある。

また、業務完了報告書については、発注者の求めに応じて別様で作成するものとする。

8 その他

- (1) 請負者は、個人情報保護の体制又は情報セキュリティ体制が確立されていることを

第三者機関に認証されていること。

- (2) 例年の1日当たりの平均発注数は4～5名、最大発注数は12名であったことから、同程度の発注にも対応できる体制を有していること。
- (3) 上記のほか不明な点は、発注者と協議の上、実施するものとする。